

# 保護具着用管理責任者教育

—労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和5年4月1日から順次施行）—  
 令和6年4月1日から、化学物質管理者を選任した事業場は、リスクアセスメントの結果  
 に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者を選任**  
 しなければなりません。

当連合会では、厚生労働省労働基準局長通達（令和4年5月31日付け基発0531第9号）に基づき、保護具着用管理責任者教育を開催します。

## 1 開催日時及び開催場所

\* 終了時間は目安となります

回次	開催日	開催場所	時間
1	令和5年 12月6日（水）	江戸川区中央1-8-1 内宮ビル本館2階 安全衛生研修センター	9:00~17:00
2	令和6年 2月16日（金）		
3	3月22日（金）		

### 保護具着用管理責任者教育カリキュラム

\* 学科科目の講義の順番が入れ替わることがあります。

学科科目	時間
I 保護具着用管理	0.5時間
II 保護具に関する知識	3時間
III 労働災害の防止に関する知識	1時間
IV 関係法令	0.5時間
実技科目	時間
V 保護具の使用方法等	1時間

## 2 講習料金

会員 15,950円（受講料 13,200円 テキスト代 2,750円 消費税込み）  
 一般 19,250円（受講料 16,500円 テキスト代 2,750円 消費税込み）

## 3 申込方法

東基連HPの「各種講習会のご案内」からお申込みください。  
<https://www.toukiren.or.jp/kousyulist.html>

募集開始は  
 令和5年  
 10月16日から